

1: 製品及び会社情報

製品の名称 ハイパーリムーバー ライト
 会社名 スイショウ油化工業株式会社
 住所 大阪府高石市高砂 2-3-6
 担当部門 開発課
 電話番号 072-268-1181 FAX 番号 072-268-1183
 推奨用途及び使用上の制限 業務用・フローポリッシュ用アルカリ性剥離剤
 整理番号 CR-1600
 作成年月日 2021年1月1日

2: 危険有害性の要約**GHS 分類****■物理化学的危険性**

引火性液体	区分外	金属腐食性物質	分類できない
-------	-----	---------	--------

■健康に対する有害性

急性毒性(経口)	区分 5	急性毒性(経皮)	区分 3
皮膚腐食性/刺激性	区分 1	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 1
呼吸器感作性	区分 1	皮膚感作性	区分 1
特定標的臓器毒性(単回暴露)	区分 1	特定標的臓器毒性(反復暴露)	区分 1

■環境に対する有害性

水生環境急性有害性	区分 2
-----------	------

GHS ラベル要素**●絵表示又はシンボル****●注意喚起語**

危険

●危険有害性情報

飲み込むと有害のおそれ

皮膚に接触すると有害

重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷

重篤な眼の損傷

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

眠気又はめまいのおそれ(麻酔作用)、臓器の障害(中枢神経系、呼吸器、肝臓)

長期にわたるまたは反復暴露による臓器の障害(中枢神経系)
 長期にわたるまたは反復暴露による臓器の障害のおそれ(呼吸器)
 水生生物に毒性

3: 組成及び成分情報

単一製品、混合物の区分: 混合物

一般名: フロアーポリッシュ用リムーバー/ストリッパー、床用樹脂ワックス剥離剤

成分	化学式	CAS 番号	官報公示整理番号 (化審法、安衛法)	含有量 (wt/%)
界面活性剤	社外秘	社外秘	社外秘	2.0~5.0
ベンジルアルコール	C ₇ H ₈ O	100-51-6	(3)-1011	40.0~60.0
2-アミノエタノール	H ₂ NCH ₂ CH ₂ OH	141-43-5	(2)-301	18.8
その他	社外秘	社外秘	社外秘	1.0~5.0
水	H ₂ O	7732-18-5		残量

●GHS 分類に寄与する不純物及び安定化添加物: 情報なし

4: 応急処置

●皮膚に付着した場合

皮膚刺激や炎症を起こすことがありますので、水又は、ぬるま湯で十分に洗浄してください。もし異常があれば、速やかに医師の診察を受けてください。

●目に入った場合

炎症により痛みを起こすことがありますので、絶対に目をこすらずに 15 分以上流水で目を洗い、至急医師の診察を受けてください。尚、痛み等がない場合でも念の為に、医師の診察を受けてください。コンタクトレンズを装着している場合には、速やかにはずしてから、同様の処置を行ってください。

●飲み込んだ場合

下痢、腹痛やその他の障害を起こすことがありますので、直ちに多量の水を飲ませるなどの応急処置を行った後に、至急医師の診察を受けてください。

●応急処置をする者の保護

救助者は必要に応じて適切な保護具を着用する。

5: 火災時の措置

●消火剤

初期火災には、粉末、二酸化炭素、乾燥砂などを用いる。大規模火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断する。

●特有の消火方法

ガスの滞留しない場所で風上より消火し、漏洩防止処置を施す。

- 消火を行う者の保護

消火作業の際は、空気呼吸器を含め適切な保護服(耐熱性)を着用する。

6: 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

関係者以外の立入りを禁止する。漏洩場所を換気する。漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。作業者は適切な保護具(8、暴露防止及び保護措置の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

- 環境に対する注意事項

環境中に放出してはならない。河川等に排出され、環境への影響を起さないように注意する。希釈水は汚染を引き起こすおそれがある。少量の場合は、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、安全な場所に覆って密閉できる空容器に回収する。

- 封じ込め及び浄化方法・機材二次災害の防止策

危険でなければ漏れを止める。排水溝、下水溝、地下室あるいは閉塞場所への流入を防ぐ。床面に残るとすべる危険性があるため、こまめに処理する。

7: 取扱い及び保管上の注意

[取扱い]

- 技術的対策

(8、暴露防止及び保護措置)に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の乱暴な取扱いをしてはならない。

- 局所排気・全体換気

(8:ばく露防止及び保護措置)に記載の局所排気装置、全体換気を行なう。

- 安全取扱い注意事項

換気の良い場所で取り扱うこと。眼、皮膚又は衣類に付けないこと。取扱い後はよく手洗いうがいをする。

- 接触回避

(10、安定性及び反応性)を参照。

[保管]

- 技術的対策

作業上の換気を十分行なう。皮膚、粘膜又は着衣に触れたり、目に入らないようにする。保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用する。取扱い後は、手、顔などをよく洗い、うがいをする。取扱い場所には、関係者以外の立入りを禁止する。容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の乱暴な取扱いをしてはならない。

火気注意、周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。取扱う場合は、局所排気内で取扱う。機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。

- 混触危険物質

(10, 安定性及び反応性)を参照。

●保管条件

子供の手の届くところには保管しない。又、いたずら・悪用等されないようにする。水漏れのない屋内で凍結や 40℃以上の高温になる場所では保管しない。火気注意(火気、熱源より遠ざける。)危険物の規制に関する政令第 25 条(危険物の貯蔵及び取扱いの制限等)抜粋;炎、火花、若しくは高温体との接触又は加熱を避けとともに、みだりに蒸気を発生させない。

●容器包装材料

包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れる。例えば、ステンレス、ポリエチレン(HDPE)、ポリプロピレンなどの密閉可能な容器など。

8: 暴露防止及び保護措置

●設備対策

換気、通風をしながらご使用ください。本製品を貯蔵又は使用する設備は、眼洗浄施設及び安全シャワーを設置したほうがよい。

[保護具]

●呼吸器の保護具

換気が不十分な場合には、適当な呼吸器保護具(例えば、有機ガス用マスク、アンモニア用マスクなど)を着用すること。

●手の保護具

耐薬品性の保護手袋を着用すること。

●目の保護具

保護眼鏡(例えば、普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用すること。

●皮膚及び身体の保護具

必要に応じて保護服、保護長靴、保護前掛けなどを着用すること。

●衛生対策

取扱い後は、手洗い、うがいをすること。

[暴露限界]

許容濃度: 2-アミノエタノール: 日本産業衛生学会(2015 年度版): 3ppm、7.5mg/m³

9: 物理的及び化学的性質

[物理的状态]

●形状: 液体

●色: 無色透明～淡褐色透明

●臭い: 僅かにアンモニア臭/アミン臭/特異臭を伴う。

●pH: 約 13.5

●沸点、初留点及び沸騰範囲: 水程度の沸点と推察する。

- 引火点:測定不能 (a)
- 自然発火温度:なし
- 溶解性:水(溶媒)には殆ど無限に分散。

10:安定性及び反応性

- 安定性:通常の条件下では安定であるが、光、熱、酸素の影響により、変色、臭いや粘度の変化が起こる可能性があります。特に開缶後の製品はこれらの可能性が高くなり、性能の低下も状況によっては起きる可能性があります。
- 危険有害反応可能性:通常の条件下では反応性は低い。
- 避けるべき条件:凍結、高温、光、過剰な酸素など高温や軽金属と非鉄金属類。
- 混触危険物質:酸性物質、酸化性物質、その他一般的な混触禁止物質との混触は避ける。
- 危険有害な分解生成物:酸やアルカリ、金属などとの反応により水素ガスが発生したり、燃焼などによりCO等の有害ガスが発生する恐れがある。

11:有害性情報

- 急性毒性(経口): 2-アミノエタノールのGHS分類結果に基づき、区分5とした。
- 急性毒性(経皮): 2-アミノエタノールのGHS分類結果に基づき、区分3とした。
- 皮膚腐食性/刺激性: 2-アミノエタノールを含むこと及び $\text{pH} \geq 11.5$ であることより、GHS分類結果に基づき、区分1とした。
- 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性: 2-アミノエタノールを含むこと及び $\text{pH} \geq 11.5$ であることより、GHS分類結果に基づき、区分1とした。
- 皮膚感作性: 2-アミノエタノールを含むことより、GHS分類結果に基づき、区分1とした。
- 呼吸器感作性: 2-アミノエタノールを含むことより、GHS分類結果に基づき、区分1とした。
- 特定標的臓器・全身毒性(単回暴露): 2-アミノエタノールを含むことより、GHS分類結果に基づき、区分1(中枢神経系、呼吸器、肝臓)とした。
- 特定標的臓器・全身毒性(反復暴露): 2-アミノエタノールを含むことより、GHS分類結果に基づき、区分1(中枢神経系)とした。

12:環境影響情報

- 水生環境急性有害性: 2-アミノエタノールを含むことより、GHS分類結果に基づき、区分2とした。
- 本製品原液のCOD: 330,000mg/kg BOD: 1,200,000mg/kg n-ヘキサン抽出物: 28,000mg/kg (a)

13:廃棄上の注意

- 残余廃棄物

廃棄においては、関連法規(廃棄物処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、下水道法など)並びに地方自治体の基準に従うこと。

- ・残った本製品及び洗浄作業やはり作業に伴う廃液は公共用水域（海、河川、湖沼、用水路等）やこれらにつながる側溝や周辺土壌には廃棄しないでください。
- ・下水道へ排出する場合は下水道法及び当該自治体の条例に準拠して処理してください。
- ・浄化槽へ排出する場合は浄化槽管理者に排出可能な廃液の水質、排出量などを確認した上で設備に支障をきたさないように適切に排出してください。
- ・浄化槽以外の排水処理設備へ排出する場合は排水処理設備管理者に排出可能な廃液の水質、排出量などを確認した上で設備に支障をきたさないように適切に排出してください。
- ・上記の処理が不可能な場合及び確信がもてない場合は都道府県知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者に内容物を明確にした上で適切に処分を委託してください。（内容物によっては「特別管理産業廃棄物」になる場合があります。）

●汚染容器及び包装

容器等の廃棄物は都道府県知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理すること。地方自治体の規則・基準に従うこと。

14: 輸送上の注意

[国際規制]

- 海上規制情報: 船舶安全法、危険物（腐食性物質）
- 航空規制情報: 航空法、危険物（腐食性物質）

[国内規制]

●陸上規制情報

消防法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。

- 海上規制情報: 船舶安全法に定められている運送方法に従う。
- 海洋汚染物質: 船舶安全法、危険物（腐食性物質）
- 特別安全対策

(7, 取扱い及び保管上の注意)の記載に従うこと。

水漏れ対策を施し、凍結や 40℃以上の高温にならないように輸送する。容器漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にこなうこと。

15: 適用法令

労働安全衛生法	名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物: 2-アミノエタノール 18.8%含有 ベンジルアルコール 40~60%含有	該当
	労働安全衛生規則、第95条の6(有害物ばく露作業報告)	非該当
化審法	特定化学物質・監視化学物質	非該当
消防法		非該当
PRTR法	2-アミノエタノール、18.8%含有	該当(報告義務あり)
毒物及び劇物取締法		非該当
船舶安全法	その他腐食性物質(クラス8)	該当
航空法	その他腐食性物質(クラス8)	該当
輸出入貿易管理令	経済産業省の別表1の16ガイドラインを参照する事が望ましい。	

16: その他の情報

[連絡先] スイショウ油化工業株式会社 高石工場 開発課

Tel; 072-268-1181 e-mail; kaihatu2@suisho.co.jp

[引用文献・参考文献]

- (社)日本化学工業協会/日本レスポンシブル・ケア協議会「製品安全データシートの作成指針(改訂2版)」GHS対応ガイドライン 2019年6月、日本規格協会発行
- GINC: 化学物質総合データベース・化学物質総合検索システム・各原料 SDS
- ICSC(国立医薬品食品衛生研究所)国際化学物質安全性カード
- 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)、化学物質総合情報提供システム
- 安全衛生情報センター
- 版数履歴: 第1版: 2019年10月25日、第2版: 2019年12月3日、第3版: 2021年1月1日
- (a)第三者へ分析委託を行なったデータを記載。

※危険有害性の要約(GHS分類)、11, 有害性情報及び12, 環境影響情報は、本製品の含有成分の内、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のGHS分類結果(本SDS作成時における最新分類結果)に、リストアップされている場合に限り、その分類結果に基づき、記述しております。

内分泌攪乱作用を有すると疑われる化学物質〔環境省〕 (環境ホルモン)	原料として使用しておりません。
室内空気汚染物質濃度指針値対象物質〔厚生労働省〕 (シックハウス対象物質)	ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレン・テトラデカン・ノナール・フタル酸ジ-n-ブチル・フタル酸ジ-2-エチルヘキシル・クロルピリホス・ダイアジン・フェノカルブは、原料として使用しておりません。
学校環境衛生基準検査対象物質〔文部科学省〕 (シックスクール対象物質)	ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレンは、原料として使用しておりません。
改正建築基準法における建築内装材の規格	当該法律に言う建築材料には該当しません。ホルムアルデヒド、クロルピリホス、ユリア樹脂、メラミン樹脂、ユリア・メラミン共縮合樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系の防腐剤、添加剤、助剤は、原料として使用しておりません。
リン系化合物	原料として使用しておりません。
日本フロアポリッシュ工業会 (JFPA) 剝離剤品質規格承認番号-05	

危険性・有害性の情報は当社の最善の調査・評価に基づいておりますが、含有量、物理化学的性質、危険、有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。尚、新たな情報を入手した場合には、追加又は訂正する場合があります。本製品を他の化学物質と混合したり、特殊な条件で使用するときは、使用者側の安全性評価を実施してください。